

報 宏 野 江 狗

發行 狛江町役場

昭和41年5月18日発行 第65号 電話(416)3111(代)

年金制度も発足以来五年経過し、皆さんのお手元にある手帳には月々の保険料を完納することにより検印を受けてあることと思われますが、中には保険料を納めたくても役場が遠い、あるいは商売等で納めることができないために、未納のままほうってあるかたがいると思います。

係りでは、このような御不便を少しでもなくし、皆さんが納期にきちんと決められた保険料を納められるよう、新たに十八か所に徴収場所を増設しましたので御利用ください。

なれ、増設した徴収場所および日時等は、次の表のとおりです。

また、徴収場所は二頁の図のとおりです。

# 国民年金保険料の徴収場所を

新たに増設しました!!

[illegible]

国民年金保険料の徴収場所増設図

市 布 調

● 現在の出張徴収場所  
● 増設場所



人間たれしも自分の将来を考えない人はいません。

年をとったときのことはもちろん、けがや病気をしたときのこと、失業したり働き手が死亡した

ときのことを考えて大部分の人が貯金したり保険にはいるなどして将来の生活に備えています。しか

し、この備えを個人個人でやるとなるとなまける人もあれば、したくてもできない人、また、してい

てもじゅうぶんにできない人もできます。

## これから

## 生活に備えましょう

そこで、考えられたのが社会保険という制度です。

これは、働けるうちにみんなで掛け金を出し合い、事故にあったときは、その中から必要な手当を

するという、いわばみんなで助け合っていく制度です。

この社会保険は、国が行なう保険制度ですから、民間の保険と違ってはいる人が法律で決められています。そして国民のだれもが必

ずはいることになっているものに健康保険と年金保険があります。

このしくみを国民皆保険、国民皆年金といっています。

つまりこのしくみによって国民全部のこれからの生活の備えをしようというわけです。

ところで、現在わが国には八つの年金保険があります。その中で最も大きいのが国民年金です。

国民年金は、商店や農家のかたなどが加入者となって掛け金をすると国もその半額に相当する額を積み立ててくれます。そして年を

とったり、けがや病気でからだがつ

昭和三十六年四月一日現在満二十歳から四十九歳までの人と、それ以後満二十歳になった人で

す。ただし、他の公的年金（厚生年金や各種共済組合など）には

はいていない人とその配偶者、昼間の学生および公的年金を受ける資格のある人とその配偶者は除かれます。

二 本人の希望ではいれる人（任意加入者）

1 国民年金以外の公的年金に

はいていない人の配偶者

2 昼間の高校や大学に行つて

いる人

なお、必ずはいらなければなら

ない人で、昭和六年四月一日以前に生まれた人は、遅くとも本年度

中に国民年金にはいらないと、保険料を納める期間がたりなくなり

ますから、至急手続きをとりましよう。

## 国民年金の保険料と

## 免除制度

国民年金にはいれば保険料を納めなければなりません。これは、国民年金が他の年金制度と同じように、加入者の掛け金と国からの補助金を積み立ててその中から給付をするという、いわゆる保険のしくみをとっているからです。

しかし、国民年金は、他の年金制度で保障されないすべての人を加入の対象にしているのです。中には失業して収入がなく、保険料を納められない人もいます。そこで

こういう人たちのために、他の制度にはみられない保険料を免除するしくみを取り入れています。そ

して保険料が免除されると、保険料を納めなくても補助金（保険料の半額に相当する額）を積み立ててくれますから、年をとったとき

はもちろん、けがや病気によってからだが不自由になったとき、あるいは夫などが死亡したときに年金が支給されます。

この免除には、生活扶助とか国民年金の障害年金、母子、準母子福祉年金が受けられる場合に、その旨届け出るだけで免除となる法定免除と、失業などによって生活が

苦しい場合に知事に申請して、免除を認めてもらう申請免除の二つがあります。

特に申請免除は、五人世帯で前年の所得がだいたい十八万円程度なら免除が認められますから、保険料が納められないからといって

滞納することなく、免除の手続きをとりましよう。

申請免除の手続きは、前年度から引き続いて免除を受けようとするかたも、初めて免除を受けようとするかたも毎年七月三十一日ま

でに手続きをとらないと、その年の四月から翌年三月まで一年間免除を受けられないことになりま

す。

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

国内に住んでいる日本人で、

# 福祉年金を受けてるかたは

## 所得状況届けを

## 必ず出しましよう

満七十歳以上のお年寄りや重い身体障害者、夫などに死別した母子、準母子世帯に支給されている福祉年金は、すべて国の税金によってまかなわれています。このためだれにでも支給されるわけではなく、比較的所得の低い人に限られています。

そこで、毎年六月中に受給権者

(年金を受ける人)、受給権者の

配偶者、受給権者の生計をみてい

る扶養義務者の前年の所得(四十

一年三月中に町民税の申告をされ

た分です)の状況を届け出てもら

い、これによって、その年の五月

から翌年の四月まで一年間の福祉

年金の支給を決定するというしく

みをとっています。

したがって福祉年金を受けるた

めには、どうしてもこの届けを出

していただかなければならないの

です。また、福祉年金を支給する

か停止するかの基準となる額は、

毎年法律の改正によって引き上げ

られていますから、いままです得

が多いため支給が停止されていた

## 係りからのお願い

当町の被保険者数も五千人と年

々増加しており、わたしたち係員

の願いである「国民皆年金」この

目標にいま一步と近づいています

が、皆さんも御協力ください。な

お、次の理由が生じた場合は至急

係りまで届け書を提出してください

かたも、所得が少なくなった場合

はもちろん、多少多くても必ず届

け出ることが必要です。

ことしも法律改正が予定され、

この基準額は、昨年に比べ一割か

らそれ以上引き上げられる予定に

なっています。

この所得状況届けは、六月中旬に

住民課窓口に提出するように決め

られています。この時期に提出

されないかたが多く、九月の福祉

年金の支払いに間に合わない場合

も見受けられますので、早めに届

け出ましよう。

になります。

二 サラリーマンの妻などで国民

年金の任意加入者になろうとす

るときは、資格取得届けを出し

てください。

三 厚生年金や共済組合等の公的

年金制度に加入したときは、二

十日以内に年金手帳とともに資

格喪失届けを出してください。

職場の年金と国民年金に二重加

入していても年金は二重にはも

らえません。

四 任意加入者でなくなろうとす

るときは手帳とともに資格喪失

届けを出してください。

五 住所が変わったときは二十日

以内に年金手帳とともに住所変

更届けを出してください。出さ

ないでほうっておくといろいろ

の面で不都合が生ずることにな

ります。届け先は住所を変えた

後の役所へ。

六 結婚等で氏名が変わったとき

は二十日以内に氏名変更届けが

必要です。

七 国民年金手帳が破れたり、よ

ごれたり、なくしたときは、手

帳再交付申請書が必要です。

八 加入者がなくなったときは十

四日以内に死亡届けを出してく

ださい。なくなったかたによっ

ては、母子年金あるいは死亡一

時金が出ます。

九 保険料を前納していた人が国

民年金の被保険者でなくなった

(公的年金に加入・死亡)場

合、還付請求書を出してください

い。この請求書を出せる人は本

人かその人の相続人です。

十 生活が著しく困窮して保険料

が払込めないときは免除申請書

を出してください。基準に照ら

し認められれば免除になります。

※

国民年金について疑問の点があ

りましたら係りまでお問合せく

ださい。